

本施設における保育所給食・おやつを提供条件

本施設における保育所給食・おやつを提供については以下の運用を想定している。

- (ア) 昼食と同時にお茶を提供する。
- (イ) 現在の献立表の「ごごのおやつ」にはお茶の提供日があるが、本施設供用開始後は保育所直送の牛乳やジュース等を提供する。そのため、本施設からのおやつ用のお茶の提供は不要である。
- (ウ) おやつは本施設での手作りを基本とする。ただし、月に2回程度、保育所直送の既製品の提供がある。
- (エ) おやつに「ラーメン」や「炊き込みご飯」などを提供する場合があるため、給食提供用とは別に必要な食缶を準備する。
- (オ) おやつ喫食用の食器は、要求水準書表2-6に記載のものを組み合わせて使用する。
- (カ) おやつ喫食時に使用した食缶・食器・食具は、使用後に保育所に設置（予定）の食洗器で仮洗浄しておくので、翌日の昼食配送時に回収し、洗浄・消毒する。